厚生省告示二十七号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第十九号)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第二十一号)の規定に基づき、厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年二月十日

厚生大臣 丹羽 雄哉

厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定 方法

一 厚生大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費の算定方法イ 指定通所介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生大臣が定める利用者の数の基準

厚生大臣が定める通所介護費の算定方法

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第百十九条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

口 指定通所介護事業所の看護職員(看護婦、看護士、准看護婦又は准看護士をいう。以下同じ。)又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生大臣が定める看護職員又は介護職員の員 数の基準 厚生大臣が定める通所介護費の算定方法

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び 運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三 十七号。以下「指定居宅サービス基準」とい う。)第九十三条に定める員数を置いていな いこと。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

- 二 厚生大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに通所リハビリテーション費の 算定方法
 - イ 指定通所リハビリテーションの利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生大臣が定める利用者の数の基準	厚生大臣が定める通所リハビリテーション費の 算定方法
施行規則第百二十条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単 位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて 、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に 関する基準の例により算定する。

ロ 指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、看護職員又は介護職員

の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所リハビリテーション費に ついては、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生大臣が定める医師、理学療法士、作業療	厚生大臣が定める通所リハビリテーション費の
法士、看護職員又は介護職員の員数の基準	算定方法
指定居宅サービス基準第百十一条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単 位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて 、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に 関する基準の例により算定する。

- 三 厚生大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介護費の算 定方法
 - イ 指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の規定の適用を受けない指定短期入所生活介護事業 所に係る厚生大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介 護費の算定方法
 - (1) 指定短期入所生活介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生大臣が定める利用者の数の基準	厚生大臣が定める短期入所生活介護費の算定方 法
施行規則第百二十一条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十条の四第一項第三号の規定による市町村が行った措置によりやむを得ず利用定員を超える場合にあっては、利用定員に百分の百五を乗じて得た数(利用定員が四十を超える場合にあっては、利用定員に二を加えて得た数)を超えること。)。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(2) 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生大臣が定める介護職員又は看護職員の員	厚生大臣が定める短期入所生活介護費の算定方
数の基準	法
指定居宅サービス基準附則第二条により読み替えて適用される指定居宅サービス基準第百二十一条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

- ロ 指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所 に係る厚生大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介護 費の算定方法
 - (1) 指定短期入所生活介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生大臣が定める利用者の数の基準

厚生大臣が定める短期入所生活介護費の算定方 法

指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該 特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が 施行規則第百二十一条の規定に基づき都道府 県知事に提出した特別養護老人ホームの入所 定員を超えること(老人福祉法第十条の四第 一項第三号又は第十一条第一項第二号の規定 による市町村が行った措置又は病院若しくは 診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見 込みより早い時期となったことによりやむを 得ず入所定員を超える場合にあっては、入所 定員の数に百分の百五を乗じて得た数(入所 定員が四十を超える場合にあっては、入所定 員に二を加えて得た数)を超えること。)。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単 位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に 関する基準の例により算定する。

(2) 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の 基準に該当する場合における短期入所生活介護費については、同表の下欄に掲げるところによ り算定する。

厚生大臣が定める介護職員又は看護職員の員 数の基準

厚生大臣が定める短期入所生活介護費の算定方

指定居宅サービス基準第百二十一条第二項に 定める員数を置いていないこと。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単 位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて 、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に 関する基準の例により算定する。

- 四 厚生大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方 法
 - 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生大臣が定める利用者の数の基 ィ 準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法
 - (1) 指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合に おける短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生大臣が定める利用者の数の基準

厚生大臣が定める短期入所療養介護費の算定方

指定短期入所療養介護の利用者の数及び入所 者の数の合計数が施行規則第百二十二条の規 定に基づき都道府県知事に提出した入所者の 定員を超えること。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単 位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に 関する基準の例により算定する。

(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員 数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費については 、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生大臣が定める医師、看護職員、介護職員|厚生大臣が定める短期入所療養介護費の算定方

、理学療法士又は作業療法士の員数の基準

法

指定居宅サービス基準第百四十二条に定める 員数を置いていないこと。 指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

- 口 病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生大臣が定める利用者の数の基準及び医師等 の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法
 - (1) 指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合に おける短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生大臣が定める利用者の数の基準

厚生大臣が定める短期入所療養介護費の算定方 法

指定短期入所療養介護を行う病棟における指 定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患 者の数の合計数が施行規則第百二十二条の規 定に基づき都道府県知事に提出した入院患者 の定員を超えること。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生大臣が定める医師、看護職員又は介護職 員の員数の基準 厚生大臣が定める短期入所療養介護費の算定方 法

 指定居宅サービス介護給付費単位数表の病院療養型病床群短期入所療養介護費()、痴呆疾患型短期入所療養介護費()又は介護力強化型短期入所療養介護費()の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定短期入所療養介護を行う病棟に指定居宅サービス基準附則第四条第一項及び第六条の規定により読み替えて適用される指定居宅サービス基準第百四十二条並びに指定居宅サー

ビス基準附則第四条第二項に定める員数の看 護職員及び介護職員を置いており、これらの 規定に定める看護職員の員数に百分の二十を 乗じて得た数の看護婦又は看護士を置いてい ないこと。

指定短期入所療養介護を行う病棟に指定居宅サービス基準附則第四条第一項及び第六条の規定により読み替えて適用される指定居宅サービス基準第百四十二条並びに指定居宅サービス基準附則第四条第二項に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

別に厚生大臣が定める地域に所在する指定短 期入所療養介護事業所であって医師の確保に 関する計画を都道府県知事に届け出たものに おいて、指定居宅サービス基準附則第四条第 一項の規定により読み替えて適用される指定 居宅サービス基準第百四十二条及び指定居宅 サービス基準附則第四条第二項の規定に定め る員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を 置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護 を行う病棟に指定居宅サービス基準附則第四 条第一項及び第六条の規定により読み替えて 適用される指定居宅サービス基準第百四十二 条並びに指定居宅サービス基準附則第四条第 二項に定める員数の看護職員及び介護職員を 置いており、これらの規定に定める看護職員 の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護婦 又は看護士を置いていること。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ハ 診療所である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生大臣が定める利用者の数の基準及び短期 入所療養介護費の算定方法

指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生大臣が定める利用者の数の基準 厚生大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法 指定短期入所療養介護を行う病室における指 定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が施行規則第百二十二条の規 定に基づき都道府県知事に提出した入院患者 の定員を超えること。 関する基準の例により算定する。

- 五 厚生大臣が定める利用者の数の基準及び介護従業者の員数の基準並びに痴呆対応型共同生活介護 費の算定方法
 - イ 指定痴呆対応型共同生活介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における痴呆対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生大臣が定める利用者の数の基準	厚生大臣が定める痴呆対応型共同生活介護費の 算定方法
施行規則第百二十三条の規定に基づき都道府 県知事に提出した運営規程に定められている 利用定員を超えること。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

口 指定痴呆対応型共同生活介護事業所の介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に 該当する場合における痴呆対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより 算定する。

厚生大臣が定める介護従業者の員数の基準	厚生大臣が定める痴呆対応型共同生活介護費の 算定方法
指定居宅サービス基準第百五十七条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

六 厚生大臣が定める看護職員等の員数の基準及び特定施設入所者生活介護費の算定方法 指定特定施設の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合 における特定施設入所者生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生大臣が定める看護職員又は介護職員の員	厚生大臣が定める特定施設入所者生活介護費の
数の基準	算定方法
指定居宅サービス基準第百七十五条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単 位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて 、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に 関する基準の例により算定する。

- 七 厚生大臣が定める入所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護福祉施設サービス費 の算定方法
 - イ 指定介護老人福祉施設の月平均の入所者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合にお ける介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生大臣が定める入所者の数の基準	厚生大臣が定める介護福祉施設サービス費の算 定方法
施行規則第百三十四条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入所定員を超えること(老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第二号の規定による市町村が行った措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となったことにては、入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数(入所定員が四十を超える場合にあっては、入	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に 関する基準(平成十二年二月厚生省告示第二十 一号)別表第一指定施設サービス等介護給付費 単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付 費単位数表」という。)の所定単位数に百分の 七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サ ービス等に要する費用の額の算定に関する基準 の例により算定する。

所定員に二を加えて得た数)を超えること。)。

口 指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生大臣が定める介護職員、看護職員又は介 護支援専門員の員数の基準 厚生大臣が定める介護福祉施設サービス費の算 定方法

指定介護老人福祉施設の人員、設備又は運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)附則第二条及び第三条の規定により読み替えて適用される同令第二条に定める員数を置いていないこと。

指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護 職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に 百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定 施設サービス等に要する費用の額の算定に関す る基準の例により算定する。

- ハ 厚生大臣が定める入所者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護保健施設サービス費の算 定方法
 - イ 介護老人保健施設の月平均の入所者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における 介護保健施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

口 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員 の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護保健施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生大臣が定める医師、看護職員、介護職員 、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門 員の員数の基準 厚生大臣が定める介護保健施設サービス費の算 定方法

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)附則第二条及び第三条の規定により 読み替えて適用される同令第二条に定める員数を置いていないこと。 指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

- 九 厚生大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の 算定方法
 - イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の 員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法
 - (1) 指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生大臣が定める入院患者の数の基準

厚生大臣が定める介護療養施設サービス費の算 定方法

施行規則第百三十八条の規定に基づき都道府 県知事に提出した運営規程に定められている 入院患者の定員を超えること。 指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定 単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用い て、指定施設サービス等に要する費用の額の算 定に関する基準の例により算定する。

(2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の 上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の 下欄に掲げるところにより算定する。

厚生大臣が定める医師、看護職員、介護職員 又は介護支援専門員の員数の基準 厚生大臣が定める介護療養施設サービス費の算 定方法

別に厚生大臣が定める地域に所在する指定介 護療養型医療施設であって医師の確保に関す る計画を都道府県知事に届け出たもの以外の 指定介護療養型医療施設において、指定介護 療養型医療施設の人員、設備及び運営に関す る基準(平成十一年厚生省令第四十一号)附 則第二条第一項の規定により読み替えて適用 される同令第二条及び同令附則第二条第二項 に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の 医師を置いておらず、同令附則第二条第一項 及び第三条の規定により読み替えて適用され る同令第二条並びに同令附則第三条の規定に より読み替えて適用される同令附則第二条第 二項に定める員数の介護支援専門員を置いて おり、かつ、指定介護療養施設サービスを行 う病棟に同令附則第二条第一項及び第五条の 規定により読み替えて適用される同令第二条 並びに同令附則第二条第二項に定める員数の 看護職員及び介護職員を置いていること。

指定施設サービス等介護給付費単位数表の療養型介護療養施設サービス費()、痴呆疾患型介護療養施設サービス費()又は介護力強化型介護療養施設サービス費()の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第二条第一項及び第三条の規定により読み替えて適用される同令第二条並びに同令附則第三条の規定により読み替えて適用される同令附則第二条第二項に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと

指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定介護療養施設サービスを行う病棟に指定 介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に 関する基準附則第二条第一項及び第五条の規 定により読み替えて適用される同令第二条並 びに同令附則第二条第二項に定める員数の看 護職員及び介護職員を置いていないこと。

指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

別に厚生大臣が定める地域に所在する指定介 護療養型医療施設であって医師の確保に関す る計画を都道府県知事に届け出たものにおい て、指定介護療養型医療施設の人員、設備及 び運営に関する基準附則第二条第一項の規定 により読み替えて適用される同令第二条及び 同令附則第二条第二項に定める員数に百分の 六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、 同令附則第二条第一項及び第三条の規定によ り読み替えて適用される同令第二条並びに同 令附則第三条の規定により読み替えて適用さ れる同令附則第二条第二項に定める員数の介 護支援専門員を置いており、かつ、指定介護 療養施設サービスを行う病棟に同令附則第二 条第一項及び第五条の規定により読み替えて 適用される同令第二条並びに同令附則第二条 第二項に定める員数の看護職員及び介護職員 をおいており、これらの規定に定める看護職 員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護 婦又は看護士を置いていること。

ロ 診療所である指定介護療養型医療施設に係る厚生大臣が定める入院患者の数の基準及び介護療 養施設サービス費の算定方法

指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。